

三田市請負工事等の監督員及び検査員の指定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三田市契約事務規則（平成17年三田市規則第7号）第64条及び第65条の規定に基づき請負工事等に係る契約の適正な履行の確保を図るため、請負工事等の総括監督員、監督員及び検査員の指定に関し必要な事項を定めるものとする。

(請負工事等の範囲)

第2条 前条に規定する請負工事等の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 請負工事に係る工事（50万円未満の工事請負及び専門的な技術を伴わない修繕工事を除く。）
- (2) 委託契約に係る業務（工事請負に係る設計、監理、測量及び調査等）

(総括監督員及び監督員の指定)

第3条 総括監督員及び監督員は、別表第1の規定により契約検査担当次長が指定するものとする。

(検査員の指定)

第4条 検査員は、別表第2の規定により契約検査担当次長が指定するものとする。

(総括監督員、監督員及び検査員の指定承認等)

第5条 契約検査担当課長は、前2条の規定に基づく指定にあたり、当該請負工事等の入札執行伺に併せて、請負工事等の監督員・検査員指定承認伺兼通知書により行うものとする。

2 総括監督員、監督員及び検査員は、技術職員をもって充てるものとし、それぞれ兼ねることができない。ただし、50万円未満の工事請負及び専門的な技術を伴わない修繕工事若しくは別に定めるところにより検査対象工事等所管課（以下「所管課」という。）で契約事務を実施する委託契約に係る業務については事務職員又は技能職員を充てることのできるものとする。

3 契約検査担当課長は、請負工事等の総括監督員、監督員及び検査員に変更が生じるときは、請負工事等の監督員・検査員指定変更承認伺兼通知書により行うものとする。

(総括監督員、監督員及び検査員の指定通知)

第6条 契約検査担当課長は、前条第1項の規定に基づく指定承認がなされたときは、契約通知に併せて、請負工事等の監督員・検査員指定承認伺兼通知書により当該工事所管課長等関係者に通知するものとする。

2 契約検査担当課長は、前条第3項の規定に基づく指定変更承認の変更がなされたときは、請負工事等の監督員・検査員指定変更承認伺兼通知書により当該工事

所管課長等関係者に通知するものとする。

(様式)

第7条 この要綱の施行に関し必要な様式は、市長が別に定める。

(補則)

第8条 別に定めるところにより所管課で契約事務を実施する場合には、前条までの規定中「契約検査担当次長」とあるのは「検査対象工事等所管次長又は局長(以下「所管次長等」という。)」と読み替えてこの要綱を適用する。

2 前項の規定に基づくときは、請負工事等の監督員・検査員指定承認伺書により行うものとし、請負工事等の総括監督員、監督員及び検査員に変更が生じるときは、請負工事等の監督員・検査員指定変更承認伺書により行うものとする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年12月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

区分	職員
総括監督員	係長級以上の職員
監督員	一般職員以上の職員

備考

- 1 所管課長が、係長級以上の職員を総括監督員に、一般職員以上の職員を監督員に指名する。
- 2 所管課に係長級以上の職員、一般職員以上の職員がない場合は、所管次長等が検査対象工事等所管部(以下「所管部」という。)の係長級以上の職員を総括監督員に、一般職員以上の職員を監督員に指名する。
- 3 所管部内に係長級以上の職員、一般職員以上の職員がない場合は、契約検査担当次長が所管部以外の部局から係長級以上の職員を総括監督員に、一

般職員以上の職員を監督員に指名する。

別表第2（第4条関係）

検査対象	検査員
予定価格1千万円以上の工事	契約検査担当課の職員又は課長補佐級以上の職員
予定価格1千万円未満の工事 ----- 委託業務	契約検査担当課の職員又は係長級以上の職員

備考

1 予定価格1千万円以上の工事

- (1) 契約検査担当次長が、契約検査担当課の職員を検査員に指名する。
- (2) 契約検査担当課の職員による検査が困難となった場合は、所管次長等が所管部内他課の課長補佐級以上の職員を検査員に指名する。
- (3) 所管部内他課に課長補佐級以上の職員がいない等の場合は、契約検査担当次長が所管部以外の部局から課長補佐級以上の職員を検査員に指名する。

2 予定価格1千万円未満の工事及び委託業務

- (1) 所管次長等が、所管課の係長級以上の職員を検査員に指名する。
- (2) 所管課に係長級以上の職員がいない場合は、所管部内の係長級以上の職員を検査員に指名する。
- (3) 所管部内に係長級以上の職員がいない等の場合は、契約検査担当次長が所管部以外の部局から課長補佐級以上の職員又は契約検査担当課の職員を検査員に指名する。